

議案第 10 号

豊橋市指定有形文化財等の指定について

豊橋市文化財保護条例（昭和 31 年豊橋市条例第 23 号）第 4 条の規定により、下記の文化財を豊橋市指定有形文化財等に指定するものとする。

令和 7 年 3 月 26 日

豊橋市教育委員会
教育長 山西 正泰

記

1. 豊橋市指定有形文化財（1 件）の指定

名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
かちいとおどしはらまきぐそく 勝糸威腹巻具足 つけたりいっかよろいびつ 附一荷鎧櫃ほか付属品	りょう 1 領 つけたり 附 4 点	豊橋市八町通三丁目 17 番地 (安久美神戸神明社)	宗教法人 安久美神戸神明社 代表役員 平石雅康

議案第10号 参考資料 豊橋市指定文化財 指定理由

指定名称 勝糸威腹巻具足 附 一荷鎧櫃ほか付属品
かちいとおどし はらまきぐそく つけたり いっかよろいびつ ほかふぞくひん
指定区分 有形文化財（美術工芸）
員 数 1領 附 4点
時 期 室町時代～江戸時代
所 有 者 宗教法人 安久美神戸神明社 代表役員 平石雅康
所 在 地 豊橋市八町通三丁目 17 番地

指定理由

安久美神戸神明社は、社伝によると天慶3年(940)の創建であり、飽海の地に今橋城（のち吉田城）が築城される前から鎮座していた。

本具足は、付属する目録から昭和4年(1929)12月に旧吉田藩主であった大河内家から奉納されたものである。全体を黒に近い藍色である勝色の糸や革で威し、兜鉢(かぶとばち)や佩楯(はいだて)などを黒漆塗としており、全体的に上品で落ち着いた趣向の具足である。また、主要部品である胴・袖・兜の三物(みつもの)をはじめ、籠手・佩楯・臍当(すねあて)の三具(さんぐ)、面頬(めんぽお)・喉輪(のどわ)・脇引(わきひき)といった小具足(こぐそく)まで揃いで伝来し、材質や製法についても大名家の旧蔵品らしく精巧である。

本具足は、三物の胴・袖・兜は室町時代末期頃の古作を再利用し江戸時代に改修したものと推測され、破綻なく落ち着いた姿となっており、大名家が所有した甲冑として品位と威厳を兼ね備えた貴重な資料である。そのため、市の文化財に指定して長く保存すべきものである。なお、この具足の江戸時代の付属品についても附指定として保護をする。



勝糸威腹巻具足



【附】一荷鎧櫃 (いっか よろいびつ)



【附】黒章襖 (ふすべがわ ゆがけ)



【附】紺白綾染縮緬上帯

(こんしろだんぞめ ちりめん うわび)



【附】鎧立 (よろいたて)